

令和7年度 現地見学会 概要報告

令和7年度の日本技術士会農業部会現地見学会を神奈川県下において、以下のとおり実施したので、その概要を報告する。

◎ 現地見学会の概要

(1) 日時 令和7年10月2日（木）日帰り

(2) 見学先

1) 神奈川県かながわ農業アカデミー（海老名市杉久保北5-1-1）

2) 農林水産省横浜植物防疫所（横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎）

3) 横浜市みどり環境局北部農政事務所（横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1）

現地見学は、「JA横浜 メルカートきた」（横浜市都筑区東方町1401）周辺の
ほ場で実施

(3) 行程（移動は借り上げ大型バス）

8:50～9:00 JR海老名駅 集合・出発

9:30～11:00 かながわ農業アカデミー

本館講堂において概要説明の後、2班に分かれて実習農場等を見学

12:00～12:50 昼食 赤レンガ倉庫2号館

13:10～14:40 横浜植物防疫所

庁舎内において概要説明の後、動画視聴

15:00～16:30 横浜市北部農政事務所 現場

バス内において概要説明の後、基盤整備後のほ場、直売所を見学

17:00 JR新横浜駅 解散

(4) 参加者数

定員30名のところ30名が参加。参加者の募集を技術士会HPの他に、会員への同報メールでも周知したこともあり、募集開始早々より参加登録が相次ぎ、8月末の時点でキャンセル待ちが生じ、最終的に参加できなかった方もいた。

参加者を地域的にみると、関東地域のうち茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県からの参加が大部分であるが、群馬県、山梨県や大阪府からも参加いただいた。また、所属部門別では、農業部門が25名、経営工学部門が2名、下水道部門、化学部門、生物工学部門が各1名であり、技術士の他に技術士補、修習技術者の参加もあった。

(5) 交流会

交流会は、現地見学会の解散場所である、JR新横浜駅近くの飲食店で、22名の参加を得て18時頃から実施した。

I 「神奈川県かながわ農業アカデミー」

かながわ農業アカデミーを訪問し、本館講堂にて上井憲治校長よりアカデミーの概要や教育内容の特色などの説明を受け、その後、二班に分かれて上井校長、木下洋子教務課長の引率のもと、実習ほ場や直売所等の施設を見学した。

I-1 施設概要

かながわ農業アカデミーは、神奈川県内で農業に関する知識と技術を学ぶための教育機関（農林水産省所管）として、農業経営や栽培技術、環境保全、食に関する科学など、幅広い分野の教育を行っている。また、実習を通じて実践的なスキルを身につけることを重視している。

- (1) 施設規模：東名高速道路海老名サービスエリアの南東、住宅地と農地が拡がる丘陵地の上部に、本館他の各種施設と実習農場が拡がっている。
 - ・総面積約 13.2ha（圃場：5.9ha、建物敷地：1.4ha、その他 5.9ha）
 - ・施設約 14,080m²（本館：2,393m²、学生寮 2 棟：4,138m²、温室 12 棟：3,478m² 他）
- (2) 主な特徴：
 - ① カリキュラム：農業の基礎から応用までの多様なコースが用意されており、初心者でも学びやすい構成としている。
 - ・生産技術科（2年制）：基礎から専門までを学習、専攻は野菜、花き、果樹。
農家出身者 16%，女性 28%，野菜専攻が 78%
 - ・技術専修科（1年制）：卒業後すぐに就農を想定（専門性の高い知識と技術、農業経営）、専攻は野菜、花き、果樹、独立就農チャレンジ
農家出身者 36%，女性 32%，独立就農チャレンジ専攻 39%
 - ② 実習重視：教室での座学だけでなく、実際に農作業を行うことで、実践的な経験を積むことができる。また、直売所も併設しており、学生が実習で栽培した農産物を各専攻の学生が当番制で実習として販売し、収益は県の収入となる。収入を見込んだ上で、年度予算を組んでいる。校内直売所での販売は、月・水・金曜日の 15:00～15:30。近所の方々が 1 時間前から並んで行列ができるほど人気。JA の直売所でも販売することもある。
 - ③ 地域連携：地元の農家や企業と連携しながら、地域の特性に応じた農業教育を行っている。
 - ・先進農家等派遣研修：生産技術科 1 年：9 日間、1～2 月、週 1～3 日程度
〃 2 年：47 日間、5～12 月、週 1～2 日程度
 - 技術専修科 23 日間、6～11 月、週 1 日程度
 - ④ 資格取得：農業に必要な資格も取得できる。
 - ・例：大型特殊自動車免許（農耕車限定）免許※、けん引免許（農耕車限定）免許※
フォークリフト技能講習修了証、車両系建設機械技能講習修了証
刈払機安全衛生教育修了証 等
 - ※は神奈川県在住者に限る

- ⑤ 卒業後の支援：卒業生には、就農支援や起業支援のためのプログラムが提供されており、農業経営に関するアドバイスもしている。
 - ・卒業後の進路：生産技術科：就農 59%（うち就職就農 71%, 自家就農 29%, 新規参入 0%），
 - ・就職 71%（うち就職就農 40%, 農業団体等 7%, 農業関連企業 10%, 他産業 14%）
- ⑥ 課題：近年の夏期の気温上昇により、現場実習が 9:10～16:30 の暑い時間帯であることが、学生の健康管理上の課題となっている。

I-2 質疑

問：農家出身の割合が 16% と低いが、本校を入学希望される方はどのような方か。

答：農業系の学校の出身者が 3～4 割、それ以外は何かのきっかけで知って進学されている。しかし、農業に夢を感じて進学したもの、イメージとは異ったとして中退される方もいる。就職は、神奈川県の農業法人は少ないため、受け皿（就職先）が少ない。農業法人を増やす取り組みを県として実施している。花屋になったりする人や関係ない分野に就職する人もいる。農業を学んでも、就職のイメージを持てない人は、別の道を進む。

問：GAPについて、卒論の中で GAP の書類作成し、取得までしているのか。

答：複数のメンバーで分担して GAP の取得の手続きを実施している学生もいる。GAP は毎年更新の手続きが必要であり、それを卒論としている学生もいる。

問：教官はどういう方なのか。

答：普及指導員の資格を有している県の職員である。特に、幅広い作物の学生実習に対応する必要があり、経験豊富な職員を充てるよう配慮している。

問：大型特殊の運転免許の試験は、アカデミーで受験できるのか。

答：運転免許試験場から試験官にきていただき、アカデミーで実技試験を受験できる。農作業用の重機はクセが強く、日頃から慣れ親しんでいる機械を使って受験できるのは大きなメリットとなっている。



写真 1-1 農業アカデミーの概要説明



写真 1-2 実習農地の見学

II 「農林水産省横浜植物防疫所」

神奈川県横浜市に所在する農林水産省横浜植物防疫所を訪問し,調査研究部の白神康範次席調査官から,植物防疫所で行う業務について説明を受けた。

II-1 施設概要

植物防疫所は,全国に「本所」(横浜植物防疫所を含む5所),「支所」(16所),「出張所」(34所)が配置され,植物防疫官(984名)及び事務職員約100名が業務にあたっている。植物防疫所が行う業務は,「植物検疫」とそれに関わる調査研究,リスク分析,研修などである。「植物検疫」については,国際植物防疫条約及び植物防疫法に基づき,

- ・新たな植物病害虫が我が国へ侵入するのを防止する「輸入検疫」(輸入される植物に対して検査を実施)
 - ・輸出先国が求める検査を行い円滑な輸出を確保する「輸出検疫」(輸出される植物又は物品等に対して,輸入国の要求のすべてに適合しているかについて検査を実施)
 - ・国内の一部に発生した病害虫のまん延を防止する「国内検疫」
- を実施している。

(1) 「輸入検疫」は,世界各地から船積貨物,航空貨物,郵便,旅客携行手荷物など様々な手段で輸入される多種多様な植物に対して検査を実施している。ただし,全ての植物を一律に検査するのではなく,リスクに応じた検疫体制をとっており,具体的な輸入検疫の流れは以下のとおり。

- ① リスクが高い「輸入禁止品」(チチュウカイミバエ,アリモドキゾウムシ等の発生国で生産された寄生植物等)は ⇒ 廃棄又は返送
- ② リスクが低い「検査不要品」(製茶,製材等)は ⇒ (検査なしで) 輸入
- ③ 上記の間の「輸入検査品」は輸入植物の検査を実施し,
検疫有害動植物が発見されなかった場合 ⇒ 合格 (証明書発給) ⇒ 輸入
検疫有害動植物が発見された場合 ⇒ 不合格 ⇒ 廃棄又は返送
もしくは消毒実施 ⇒ 証明書発給 ⇒ 輸入

検査は,必要に応じて遺伝子診断等の二次検査を実施する。なお,令和5年4月1日に施行された改正植物防疫法により,入国旅客の携帯品に対する植物防疫官の検査権限を強化し,入国旅客からの申し出がない場合であっても,必要に応じて質問や携帯品の検査を行える権限を付与された(輸出検疫でも同様に措置)。空港等において,動植物検疫探知犬約140頭匹が活動している。

(2) 「輸出検疫」は,日本から輸出される植物等に対して,輸入国の要求に基づいて検査を実施している。要求は様々であり,必要に応じて,栽培期間中の検査,輸出予定の植物・施設の登録,輸出先国の検査官との合同検査等を実施している。

(3) 「国内検疫」は、国内の一定の地域に分布している病害虫の未発生地域への侵入を防止するため、その病害虫の寄主植物等を他の地域へ移動することを禁止又は制限、健全な種苗の確保のための種苗検疫を行っている。また、日本への侵入を特に警戒している植物の病害虫を対象とした「侵入調査」を行っている。

II-2 質疑

問：国内検疫において、圃場でジャガイモストセンチュウが検出された場合、その圃場のジャガイモは移動禁止となるのか。

答：ジャガイモストセンチュウのいるほ場は、種馬鈴しょほ場として認められない。

問：ダイズストセンチュウの場合はどうか。

答：国内検疫の規制対象ではない。



写真 2-1 講義風景

問：輸入検疫において、リンゴの検査は「全数」ではなく「抜き取り」検査であろうと思うが、その場合の精度はどうなのか。

答：ご指摘のとおり抽出検査である。統計学的に精度を考慮し、検査数は告示により定められている。

問：検査の対象となる病害虫はリスト化されているのか。

答：検査対象の病害虫は、省令により定められている。

問：検査対象は虫だけなのか、ウィルス、細菌はどうか。

答：それぞれについてリスク分析を行い、我が国の農作物等の有用な植物への影響が大きいと考えられる病害虫を対象としている。

問：検疫に費用はかかるのか。

答：植物防疫所では、検査を受ける方からは検査費用は徴収しない。

問：AIを用いた検査の見通しはあるか。

答：AIによる同定の調査研究を実施中であり、今後実用化される可能性はあると思う。

問：雑草の種子も検査の対象か。

答：今回の法改正で草も対象に加わったことを受け、現在リスク評価方法の検討を行っている。

III 「横浜市みどり環境局北部農政事務所」

横浜市みどり環境局北部農政事務所の木下涼農業振興担当係長から、「横浜市の農業」について説明を受けた。続いて、神奈川県横浜川崎地区農政事務所の小野浩副技幹から、「神奈川県の農林水産業、農業農村整備」のパンフレットの紹介があった。

その後、木下係長、平田恵理技術職員の引率のもと、整備されたほ場やかんがい施設を見学した。

III-1 施設概要

横浜市は都市のイメージが強いが、近隣では畠地が広がり、キャベツ、コマツナ、ミカン、水稻（酒米を含む）、花き、酪農など多様な都市近郊農業が展開され、市域の1/4を占める市街化調整区域を中心に計画的に農地を保全してきた。

農家戸数は約3千戸、うち販売農家は約半分。農家数は約3千人で全国的傾向と同様に後継者不足や高齢化が進んでいる。農地面積は市域の約7%にあたる約3千ha。農業産出額は約100億円で、農産物直売所が大小合わせて約千カ所ある。

農業産出額の大半は野菜で、特にコマツナは有名な種苗会社が近くにあり、コマツナの品種名に「はまつづき」「さくらぎ」「なかまち」など横浜の地名を冠したものが多い。

市の農業の特徴としては、「市民生活の近くに農地がある」「市内にいながら新鮮な農産物を味わえる」といったことが挙げられる。農協前で直売をすれば行列ができる、収穫体験の募集をかけると子育て世代の方を中心についつも定員に達するという状況である。

施策面では「横浜市都市農業推進プラン」を策定し、地産地消の推進等に関する条例を制定して都市農業を推進している。具体的には、生産基盤整備や担い手育成支援、農地貸借の促進等を進めている。また、多くの市民が農業を身近に感じる場作りために「横浜みどりアップ計画」を定め、良好な景観づくりや収穫体験など様々な取組を進めている。

横浜市では、昭和40年代に「農業専用地区制度」を創設した。土地利用規制をせずに基盤整備等の事業を優先実施する横浜市独自の制度で「港北ニュータウン」もそのひとつ。幹線道路を挟んで宅地と農地を整序的に開発し、土地改良と市街地の区画整理を進めた区域であり、このうち東方北部土地改良区では、過去に整備した畠地かんがい施設（塩ビ管）の老朽化が進んだため、農地耕作条件改善事業により、その更新整備が近年実施された。

III-2 質疑

問：東方北部の農地耕作条件改善事業の事業費（1億8,400万円）は、27.6haの面積で割ると10a当たり約70万円とかなり安く映るがその理由は。

答：事業で面整備は行っておらず、畠地かんがい施設の再整備（塩ビ管の布設替えのみ）であるため。なお、換地はまだ終わっていない。

問：まだ換地が終わっていない理由は。

答：主な理由としては、道路と農地との境界について市の道路部局と協議中のため。

問：そもそも港北ニュータウンが農業専用地区に選ばれた理由は。

答：当時,宅地開発が始まると同時にここで農業を続けたいという農家も多くおられたので、無秩序な開発を防ぎつつ,市民のくらしと農業を両立するモデルとして選ばれたもの。

問：市の農業部局と環境部局との話し合いで双方が対立したようなエピソードはあるか。

答：先輩の話を聞くと,過去には「横浜で農業続けてどうするんだ」といったような議論もあったと伝え聞くが,いまは「みどり環境局」として協調して両立に取り組んでいる。

問：施策体系の中に農景観の保全など環境のキーワードがいくつか入っているが,生物多様性の視点での取組はあるか。

答：みどりアップ計画の施策の一環として水田の保全に補助金を入れた地区では,田んぼの生物調査を行うなどしている。

問：市の農家戸数は約3千戸ということだが,このうち認定農業者数は何人くらいか。また,認定農業者が占める生産の割合はどのくらいか。

答：認定農業者数は約200人。その生産割合はさほど大きくななく,認定農業者だけが生産の主軸という状況ではない。

問：東方北部土地改良区の受益者は127者とあるが,そのうち後継者がいる農家は。

答：ほとんどいない。受益者は多くは地権者で担い手農家に農地を貸すという形態が大半。担い手への農地集積が農地耕作条件改善事業の目的にもなっているところ。

III-3 現地視察

東方北部土地改良区の現地で,宅地と整序的に区分して計画的に整備されたほ場や,更新された畠地かんがい施設（水源（地下水）の揚水機場や給水栓）を視察見学した。

その後,隣接する直売所「メルカートきた」に立ち寄り,コマツナなどの产品を手に取って地産地消の取組を実感した。



写真 3-1 宅地と整序的に整備されたほ場を視察見学



写真 3-2,3 畠地かんがいの揚水機場と整備された給水栓



写真 3-4 直売所「メルカートきた」

◎ 結び

今回の現地見学会の実施に当たって、関係機関に皆様には、日々業務ご多忙なところ、見学を受け入れていただきとともに、丁寧でわかりやすいご説明をいただき、篤く御礼申し上げます。また、各種の作業を分担いただいた農業部会の幹事の皆様に御礼申し上げます。

本概要報告書は、日本技術士会農業部会幹事の柵木環、佐々木明徳、村岡宏、森山浩光と太田勝也が協力して作成した。



全体写真－2 農林水産省横浜植物防疫所にて説明を受ける

全体写真－3 横浜市みどり環境局北部農政事務所による現地見学先にて